

工事特記仕様書(1)

この特記仕様書は、三重県が発注する土砂・流木緊急除去事業の施工について、設計図書および三重県公共工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に準拠するほか、この仕様書により施工しなければならない。

第1 土地の形質等の変更行為

本工事にかかる受注者任意の土地の形質等の変更行為については、次の各号を遵守しなければならない。

- 1 受注者が任意に仮設道路・資材置場・重機搬入路等（以下「任意工事用道路等」という。）を施工する場合は、溪流および森林の荒廃につながるような施工を行わないこととし、必要最小限の面積とすること。
- 2 任意工事用道路等とは、設計図書において施工位置、規模、規格・構造が指定されていないものをいう。
- 3 任意工事用道路等を施工する場合は、事前に当該行為について土地所有権者の承諾を得るとともに、原則として、原形復旧をしなければならない。この場合、原形復旧とは、土砂の流出・崩壊が生じない程度に復旧することをいい、植生を消滅させた場合は、植栽工等によりその回復を図ることをいう。
また、原形復旧に要する費用は受注者の負担とする。
なお、土地所有権者等が自らその後の維持管理を行うとして移管を求められた場合は、手続きを行ったうえで、任意工事用道路等を残置することもできる。

第2 工事の施工管理

- 1 土砂や流木等を仮置きする場合は、渓流水や湧水のない現場内に仮置きするとともに、周辺に流出しないよう配慮しなければならない。
- 2 工事目的物の数量が設計図書に比して相違すると想定される場合は、設計図書に準じて当該数量計算書を事前に提出し監督員と協議しなければならない。
- 3 また、工事目的物が完成した場合は、設計図書に準じて完成図面及び数量計算書を提出するものとし、提出期日は監督員の指示によるものとする。
- 4 立木の伐採及び搬出に際して、残存木に損傷を与えないよう必要に応じて、保護材を用いて残存木を保護しなければならない。また、残存木に損傷を与えた場合は、受注者の責により所有権者と協議し対処しなければならない。

第3 工事に使用する木材

- 1 本工事に使用する木材及び木材製品は、三重県産材(間伐材)とする。
- 2 現場代理人は使用する木材及び木材製品について納入伝票に県産材証明書(様式1)を添付する。
- 3 これにより難しい場合は、別途、監督員と協議する。

第4 工事看板等への間伐材の使用

- 1 共通仕様書に記載されている標識等の工事看板、工事説明板、掲示板及びバリケード等は、三重県認定リサイクル製品の使用に努めるものとする。
なお、当該リサイクル認定製品が、入手困難等の場合は監督員と協議のうえ、他の同等の製品に変更することができる。
- 2 前項の工事看板等の設置にあたっては、施工計画書にその設置計画を記載するものとする。
- 3 工事看板には、「この事業は、「みえ森と緑の県民税」を活用して整備しています。」との内容を記載するものとする。(別紙参照)

(様式1)

県産材証明書

(受注者名) 様

令和 年 月 日

(間伐材引取者名)

下記の建設用資材は、三重県産材(間伐材)であることを証明します。

記

工事番号・工事名		
工事箇所		
樹種	間伐材・製品名	数量

工事看板記載例



この事業は、「みえ森と緑の県民税」
を活用して整備しています。

工事名 令和〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇事業
第〇-〇〇号工事

工事場所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇地内

工期 令和〇〇年〇〇月〇〇日から
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

発注者 三重県〇〇農林(水産)事務所
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

この看板は三重県産間伐材を使用しています。